第十六条第１項の表都道府県の項第１号中「0.300以上の場合は0.3」を「0.300以上の場合は0.2」に、「0.300未満の場合は0.2」を「0.300未満の場合は0.1」に、「0.150未満の場合は0.1」を「0.150未満の場合は０」に改め、同項第二号中「0.3」を「0.2」に改め、同項第三号中「0.5」を「0.3」に、「58.8」を「71.1」に改め、同表市町村の項第１号中「0.5」を「0.3」に、「27.9」を「32.8」に、「8.5」を「11.4」に、「小笠原諸島振興開発特別措置法第２条」を「小笠原諸島振興開発特別措置法第４条」に改め、同項第四号中「0.5」を「0.3」に改め、同項第五号中「0.7」を「0.5」に、「2.88」を「2.85」に、「0.27」を「0.28」に改める。

第十七条第三項の表都道府県の項１中「平成二十二年度及び」を削る。

第十八条第二項第１号中「七三五円」を「一、一〇三円」に、「平成二十四年度」を「平成二十五年度」に改め、同条第三項第１号中「85,700円」を「84,200円」に、「平成23年度」を「平成24年度」に、「「税額」」を「「税額（千円）」」に、「1.146」を「1.141」に、「1.104」を「1.101」に、「規定する寄附」を「規定する寄附金」に、「「控除額」」を「「控除額（千円）」」に、「0.326」を「0.902」に、「「調整控除額」」を「「税額控除額」のうち「調整控除額」」に、「1.086」を「1.013」に改め、同条第四項第１号中「0.96）」を「1.03（ただし、愛知県にあつては1.41、東京都、神奈川県にあつては1.07）」に改め、同条第五項第１号中「1.107」を「1.126」に、「1.056」を「1.073」に改め、同条第六項中「1.072」を「0.626」に、「1.103」を「1.048」に改め、同条第七項中「0.731」を「0.064」に、「0.735」を「0.113」に改める。

第十九条第二項中「3,979千円」を「4,100千円」に、「1,200千円」を「1,235千円」に、「0.03675」を「0.0369375」に、「0.026」を「0.024」に改め、同条第三項第１号中「1.10」を「1.05（ただし、愛知県にあつては1.25、東京都、神奈川県にあつては1.07）」に改める。

第十九条の二第二項算式を次のように改める。

算式

（Ａ×0.00631996）×0.75－（Ａ×0.00336151）×0.75＋（Ａ×0.00072940）×0.75－（Ａ×0.00039432）×0.75

第十九条の二第三項算式を次のように改める。

算式

（Ａ×0.00267877）×0.75－（Ａ×0.00137158）×0.75＋（Ａ×0.00093692）×0.75－（Ａ×0.00041917）×0.75

第二十条中「0.01943」を「0.02077」に改める。

第二十一条中「0.6709」を「0.6297」に改める。

第二十二条中「55,300円」を「54,900円」に改める。

第二十三条中「50,800円」を「27,700円」に、「、同法第115条、第120条、附則第12条の２の２第１項又は第２項、附則第12条の２の４」を「、同法第115条第２項又は第３項、第120条、附則第12条の２の２第２項若しくは附則第12条の２の４の規定若しくは地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第４号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）第１条の規定による改正前の地方税法（以下「平成26年改正前地方税法」という。）第115条第１項、附則第12条の２の２第１項」に、「又は第126条第１項」を「若しくは第126条第１項」に、「地方税法附則第52条第３項」を「平成26年改正前地方税法附則第52条第３項」に改める。

第二十四条中「27,700円」を「27,600円」に、「0.903」を「0.910」に、「28,700円」を「28,500円」に、「16,200円」を「16,400円」に、「9,300円」を「9,400円」に改め、「（平成24年改正前地方税法附則第54条の規定を含む。）」を削る。

第二十七条第１号中「附則第十五条第二項第六号、同条第九項又は第三十七項」を「附則第十五条第二項第六号又は同条第八項」に、「四分の三」、同条第九項又は第三十七項」を「四分の三」、同条第八項」に改める。

第二十九条中「〇・九七五」を「〇・九七九」に改める。

第二十九条の二中「二・〇〇八」を「〇・九八四」に改める。

第二十九条の三中「〇・九八八」を「〇・九七二」に改める。

第三十一条第二項第１号中「二、二〇五円」を「二、五七三円」に改め、同条第三項第１号中「128,400円」を「126,100円」に、「平成23年度」を「平成24年度」に、「「税額」」を「「税額（千円）」」に、「1.146」を「1.141」に、「規定する寄附」を「規定する寄附金」に、「「控除額」」を「「控除額（千円）」」に、「0.307」を「0.775」に、「「調整控除額」」を「「税額控除額」のうち「調整控除額」」に、「1.086」を「1.015」に、「124,048」を「122,901」に、「超過税率課税分等を含む。」を「超過税率課税分を含む。」に改め、同項第二号中「第59表合計」を「第59表」に、「第31条第３項第１号の額」を「第31条第３項第１号算式の符号Ｂの額」に改め、同条第四項第一号中「0.98（ただし、別表第六の二に定める市町村にあつては同表の率）」を「1.08」に改める。

第三十二条第二項中「附則第55条第５項」を「附則第55条第７項」に、「附則第15条第12項、第18項、第22項、第23項、第26項及び第27項」を「附則第15条第11項、第17項、第20項、第21項及び第24項」に、「並びに平成24年地方税法等改正法附則第８条第12項」を「、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年地方税法等改正法」という。）附則第８条第12項並びに平成26年地方税法等改正法附則第12条第８項」に、「第55条第６項」を「第55条第８項」に、「第55条の２第４項及び第６項」を「第55条の２第４項、第６項及び第８項」に改め、同条第三項中「附則第55条第五十五条第五項」を「附則第55条第七項」に、「、第十二項、第十六項から第二十四項まで、第二十六項、第二十七項、第二十九項、第三十一項、第三十三項、第三十七及び第三十八項」を「、第十一項、第十五項から第二十二項まで、第二十四項、第二十六項、第二十八項、第三十四項及び第三十五項」に改め、「及び第十七項」を削り、「並びに地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年地方税法改正法」という。）附則第十二条第二項」を「、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年地方税法改正法」という。）附則第十一条第二項並びに平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項」に、「第五十五条第六項、第五十五条の二第四項及び第六項」を「第五十五条第八項、第十五条第八項、第十五条の二第四項、第六項及び第八項」に改める。

第三十三条第１項第一号中「（平成二十四年改正前地方税法附則第五十七条の規定を含む。）」を削り、「〇・九七七」を「〇・九七八」に改める。

第三十四条算式中「3.8208」を「3.8525」に、「切り捨て500」を「切り捨て、500」に改め、同条算式の符号Ａ中「（Ａ×Ｂ）に」を削り、「切り捨て500」を「切り捨て、500」に改め、同条算式の符号Ｂ中「0.9951」を「0.9413」に改め、「（500未満であるときは０とし、当該売渡し等に係る製造たばこの本数に500未満の端数があるときはその端数を切り捨て、500以上1,000未満の端数があるときはその端数を1,000とする。）」を削り、同条算式の符号Ｃ算式を次のように改める。

算式

｛（ｃ×ｄ＋ｅ×ｆ＋ｇ×ｈ＋ｉ×ｊ）－ｋ｝×0.75

ｃ×ｄ、ｅ×ｆ、ｇ×ｈ及びｉ×ｊに千円未満の端数があるときはその端数を四捨五入し、（ｃ×ｄ＋ｅ×ｆ＋ｇ×ｈ＋ｉ×ｊ）－ｋが負数となるときは零とする。

第三十四条算式の符号Ｃ算式の符号ｃ中「Ａに規定する本数」の下に「のうち、前々年度の３月中の製造たばこの本数」を加え、同条算式の符号Ｃ算式の符号ｅ中「３月１日から前年度の２月末日までの間」を「３月中」に改め、「1,000とする。」の下に「。以下この条において同じ。」を加え、同条算式の符号Ｃ算式の符号ｇ中「百二十」を「百十三」に改め、同条算式の符号Ｃ中算式の符号ｇを算式の符号ｋとし、算式の符号ｆの次に次のように加える。

ｇ　算式の符号Ａに規定する本数のうち、前々年度の４月１日から前年度の２月末日までの間の製造たばこの本数から算式の符号Ｃの算式の符号ｉに規定する本数を控除した本数

ｈ　地方税法第468条に定める市町村たばこ税の税率

ｉ　前々年度の４月１日から前年度の２月末日までの間の当該市町村の区域内における売渡し等に係る製造たばこ（地方税法附則第30条の２に規定する紙巻たばこに係るものに限る。）の本数

ｊ　地方税法附則第30条の２に定める市町村たばこ税の税率